

佐賀県高校生等奨学給付金（専攻科）支給要綱

（目的）

第1条 専攻科における授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において高校生等がいる低所得世帯に対する奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- （1）授業料以外の教育に必要な経費 教科書費、教材費、学用品費、オンライン学習に係る通信費等の経費
- （2）専攻科 国公立の高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 大学への編入学基準を満たす過程を有するもの
 - イ 国家資格者養成課程を有するもの
- （3）高校生等 高等学校等就学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）
- （4）保護者等 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）」第3条第1項第4号に規定する保護者等

（対象者）

第3条 給付金の対象となる者は、専攻科に在学する高校生等がいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）佐賀県内に住所を有すること
- （2）保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること
- （3）次のいずれかの基準日に高校生等が専攻科に在学していること
 - イ 4月入学者については7月1日
 - ロ 秋入学など7月以降に入学することが定められている者については入学日の翌月の初日
- （4）児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されていないこと

（給付金額）

第4条 給付金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- （1）道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

専攻科に通う高校生等がいる世帯	1人当たり年額 36,500円
-----------------	--------------------

- (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でオンライン学習又は家庭においてICT機器を活用した家庭学習ができる環境にある世帯

専攻科に通う高校生等のいる世帯	1人当たり年額 10,000円
-----------------	--------------------

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする専攻科に在学している高校生等のいる保護者等は、次に定める書類を、別に知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 佐賀県高校生等奨学給付金(専攻科)支給申請書(様式第1号)
- (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類
- (3) 個人対象要件証明書(様式第5号)
- (4) 対象生徒の健康保険証等の写し
- (5) 前条第1項第2号に該当する世帯については、通信費に係る契約書の写し又は誓約書(様式第4号)等によりオンライン学習に係る通信費として活用されていることが確認できる書類

(支給の決定)

第6条 知事は第5条の規定による申請に基づき、支給を決定したときは奨学給付金(専攻科)支給決定通知書(様式第2号)により、給付しないことを決定したときは奨学給付金(専攻科)不支給決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 支給の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算2回(当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回)を上限とする。

- 2 支給は原則として、保護者等の預金口座等への振込によるものとする。ただし、保護者等は授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため給付金の受給を学校長に委任することができる。
- 3 本給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としていることから、7月1日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還(第8条の場合を除く。)は行わないものとする。

(支給の決定の取り消し等)

第8条 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

- 2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(違約金)

第9条 知事は、第8条の規定により支給の決定の取り消しを受けた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金額について年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年度分の支給分から施行する。